# 公　　告

公　告　第　６　号
平成２５年　４月　１日

契約担当官
航空自衛隊第４６警戒隊
会計班長　小松　雪江

下記により入札を実施するので、項目内容を熟知の上参加されたい。

記

１　入札方式：一般競争入札
２　競争入札に付する事項
（1）　品名等：市販型車両現地外注整備
（2）　納　地：店頭渡し
（3）　履行期間：平成２５年４月２２日～平成２６年３月３１日
（4）　契約条項等を示す場所：新潟県佐渡市金井新保丙２－２７
航空自衛隊佐渡分屯基地　会計班
（5）　入札に関する事項
ア　実施場所：航空自衛隊佐渡分屯基地　会議室
イ　日　　時：平成２５年４月１５日（月）　１０：００～１０：３０
ウ　入札方法
（ｱ）　郵便入札を可とする。※事前に下記まで申し出ること。
（ｲ）　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（ｳ）　郵便入札による入札書の提出は、平成２５年４月１２日（金）までに必着するものとする。
エ　落札決定方法：単価決定
オ　入札保証金及び契約保証金：免除
カ　参加資格
（ｱ）　全省庁統一資格「役務の提供等」の「Ｄ」等級以上で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者
（ｲ）　予算決算及び会計令第７０、７１条に該当しない者であること。
（ｳ）　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（ｴ）　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続していない者
（ｵ）　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を行わない。
キ　入札の無効
（ｱ）　本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札
（ｲ）　郵便入札書の指定日以降の到着
ク　代理人による入札：入札日当日に委任状を契約担当官へ提出すること。
（6）　契約書作成の要否：要
３　提出書類等
入札参加にあたっては、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを持参のこと。
４　入札（現場）説明会の有無：無
５　その他
（1）　入札参加者は、入札及び契約心得を熟読し、入札に参加すること。
（2）　入札参加者は、入札日前日までに航空自衛隊第４６警戒隊会計班まで連絡すること。
（3）　その他筆記用具、印鑑等必要な物を持参のこと。
６　問い合わせ：新潟県佐渡市金井新保丙２－２７　航空自衛隊第４６警戒隊会計班
ＴＥＬ　０２５９－６３－４１１１　（内線）２６０

<table>
<tr><td colspan="4">航空自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td>仕様書の</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役務仕様書</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td>性質による分類</td><td colspan="2">共通仕様書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td>仕様書番号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　　名<br>又は<br>件　　名</td><td rowspan="6">現地外注整備共通仕様書<br>（道路運送車両法適用車両）</td><td colspan="2">佐渡ＬＰＳ－Ｖ－００００１－３</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>平成２０年　２月２９日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２０年　２月２９日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td>平成２２年　３月１９日</td></tr>
<tr><td>平成２５年　３月　８日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>基地業務小隊管理班</td></tr>
</table>

1.　総則

1.1　適用範囲　この仕様書は、航空自衛隊佐渡分屯基地（基地業務担当部隊等の長）が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2　用語の定義　この仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1)　参考文書　参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

(2)　個別ＴＯ等　個別ＴＯ等とは、次に示すものをいう。

(a)　当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ）

(b)　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

(c)　車両等　航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）の第１－１表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

(d)　監督　監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

(e)　検査　検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3　関連文書　この仕様書に関する引用文書は次のとおりとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、この仕様書に入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(1)　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

(2)　道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）

(3)　道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）

(4)　自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）

(5)　自動車の点検及び整備に関する手引（昭和５８年運輸省告示第１２３号）

(6)　航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）

(7)　自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）

⑻ 航空自衛隊装備品等共通整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）

⑼ 航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）

⑽ 車両等の塗装及び標識（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）

⑾ 車両等検査要領（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－６）

⑿ 車両等の防錆処置要領（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）

⒀ 個別ＴＯ等

⒁ 航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和４６年航空自衛隊達第３２号）

2. 役務に関する要求

2.1 一般　整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に関しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業　契約相手方の行う整備作業は、次による。

⑴ 定期点検　定期点検は、関連文書に基づき、目視点検、機能点検、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検記録簿等に記録するものとする。

⑵ 分解検査　分解検査は、定期点検の結果判明した要修理箇所を整備する必要な単位に分解する。また、分解した部品は関連文書に示す整備基準に基づき、目視点検、機能点検、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品、材料（以下「部品等」という。）を判定する。なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

⑶ 修理等　修理等は、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するための作業を行うものとする。

⑷ 塗装等　塗装及び標識は、関連文書に基づき実施するものとする。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

⑸ 作業の中止　車両を修復させるため、仕様書で規定した以外の作業の必要がある場合及び修理不能の場合は作業を中止する。

2.3 修理不能　修理不能になる場合は、次による。

⑴ 修理限度を超える場合

⑵ 修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の６５％以上になる場合。

⑶ 特に官側が規定した場合。

2.4 部品・材料　部品及び材料については、次による。

⑴ 整備作業に必要な部品及び材料は、官側で規定したものを除き、契約相手方において準備する。

⑵　部品及び材料は原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第２７５号（４０．１１．８）に示す優良部品とする。

⑶　整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5　機能・性能　車両等の機能及び性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。

2.6　かし担保期限

2.6.1　対象品　対象品は、整備契約装備品等を整備するために使用する業者負担品（修復品目又は特に官から指示された品目）とする。

2.6.2　かし担保期限　かし期限は、整備完成品の納入予定の翌月から起算し、契約条項に定めるかし担保期限の満了の月とする。

3.　品質保証

3.1　品質保証資料　契約相手方は、品質保証資料等の写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。

3.2　監督・検査　監督及び検査は、官側の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4.　その他の指示

4.1　官給品　官給品は、原則として官給を受けなければならない。

4.2　付属品・予備品　付属品及び予備品の整備は、官側で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.3　計測器・試験装置　車両等が、要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.4　安全管理　契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するおそれのあるものの取扱並びにその他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

4.5　補給の手続き　車両等の受け渡し及び交換した旧部品の返納処置については、官側の指示による。

4.6　技術協力　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討又は技術的事項に関する資料等の提出又は提示について官側から依頼された場合は、技術協力を実施するものとする。

4.7　仕様書の疑義　この仕様書について、疑義を生じた場合は、その都度速やかに官側と協議の上、その指示に従うものとする。

<table>
<tr><td colspan="4">航空自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td>仕様書の</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役務仕様書</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td>性質による分類</td><td colspan="2">共通仕様書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td>仕様書番号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　　名<br>又は<br>件　　名</td><td rowspan="6">現地外注整備共通仕様書<br>（道路運送車両法適用除外車両）</td><td colspan="2">佐渡ＬＰＳ－Ｖ－００００２－１</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>平成２２年　３月１９日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２２年　３月　８日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td>平成２５年　３月　８日</td></tr>
<tr><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>基地業務小隊管理班</td></tr>
</table>

1.　総則

1.1　適用範囲　この仕様書は、航空自衛隊佐渡分屯基地（基地業務担当部隊等の長）が行う道路運送車両法の適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2　用語の定義　この仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1)　参考文書　参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

(2)　個別ＴＯ等　個別ＴＯ等とは、次に示すものをいう。

(a)　当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ）

(b)　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

(c)　車両等　車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）の第１－１表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

(d)　監督　監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

(e)　検査　検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3　関連文書　この仕様書に関する引用文書は次のとおりとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、この仕様書に入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(1)　自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）

(2)　航空自衛隊装備品等共通整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）

(3)　航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）

(4)　航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－２０Ｂ－６）

(5)　車両等の塗装及び標識（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）

(6) 車両等検査要領（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－６）

(7) 車両等の防錆処置要領（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）

(8) 航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）

(9) 個別ＴＯ等

(10) 航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和４６年航空自衛隊達第３２号）

2. 役務に関する要求

2.1 一般　整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に関しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業　契約相手方の行う整備作業は、次による。

(1) 定期検査

(a) 関連文書で示すＩ検査及びM検査に区分するものとする。

(b) 関連文書に定める手順に従い、実施するものとする。

(c) 関連文書で示す整備基準に基づき、目視点検、機能点検、計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認するものとする。

(d) 関連文書で定める車両等作業用紙に実施結果を記録するものとする。

(2) 分解検査　分解検査は、定期検査の結果判明した要修理箇所を整備する必要な単位に分解する。また、分解した部品は関連文書に示す整備基準に基づき、目視点検、機能点検、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品、材料（以下「部品等」という。）を判定する。なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

(3) 修理等　修理等は、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するための作業を行うものとする。

(4) 塗装等　塗装及び標識は、関連文書に基づき実施するものとする。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

(5) 作業の中止　車両を修復させるため、仕様書で規定した以外の作業の必要がある場合及び修理不能の場合は作業を中止する。

2.3 修理不能　修理不能になる場合は、次による。

(1) 修理限度を超える場合

(2) 修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の６５％以上になる場合。

(3) 特に官側が規定した場合。

2.4　部品・材料　部品及び材料については、次による。

(1)　整備作業に必要な部品及び材料は、官側で規定したものを除き、契約相手方において準備する。

(2)　部品及び材料は原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第２７５号（４０．１１．８）に示す優良部品とする。

(3)　整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5　機能・性能　車両等の機能及び性能は、保安基準及び関連文書に適合しなければならない。

2.6　かし担保期限

2.6.1　対象品　対象品は、整備契約装備品等を整備するために使用する業者負担品（修復品目又は特に官から指示された品目）とする。

2.6.2　かし担保期限　かし期限は、整備完成品の納入予定の翌月から起算し、契約条項に定めるかし担保期限の満了の月とする。

3.　品質保証

3.1　品質保証資料　契約相手方は、品質保証資料等の写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。

3.2　監督・検査　監督及び検査は、官側の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4.　その他の指示

4.1　官給品　官給品は、原則として官給を受けなければならない。

4.2　付属品・予備品　付属品及び予備品の整備は、官側で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.3　計測器・試験装置　車両等、が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.4　安全管理　契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するおそれのあるものの取扱並びにその他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

4.5　補給の手続き　車両等の受け渡し及び交換した旧部品の返納処置については、官側の指示による。

4.6　技術協力　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討又は技術的事項に関する資料等の提出又は提示について官側から依頼された場合は、技術協力を実施するものとする。

4.7　仕様書の疑義　この仕様書について、疑義を生じた場合は、その都度速やかに官側と協議の上、その指示に従うものとする。

# 平成２５年度外注整備予定表

| 項 | 車　　種 | 車　　番 | 1／四 | | | 2／四 | | | 3／四 | | | 4／四 | | | 車検有効期限 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 1 | 業務車３号 | 新潟３０１さ３８７２ | | | | | | | | | | | 12 | | 28. 2.27 | |
| 2 | 業務車４号 | 新潟２００さ１５４８ | | | | | 6 | | | | | | 12 | | 26. 2.11 | |
| 3 | 小形塵芥収集車 | 新潟８８さ５９１７ | | | | | | 6 | | | | | | 12 | 26. 3.26 | |
| 4 | 業務車１号（４×４） | ４５－１０８６ | | | | Ⓜ | | | | | | I | | | 25.10.31 | ７月車検 |
| 5 | トラック１／４ｔ４×４小型業務車 | ４５－３９５４ | I | | | | | | M | | | | | | 26.10.31 | |
| 6 | １．１／２ｔトラック | ４６－１１５５ | | | | Ⓜ | | | | | | I | | | 25.10.31 | ７月車検 |
| 7 | 給食運搬車２号 | ４６－２３４７ | | | | Ⓜ | | | | | | I | | | 25.10.31 | ７月車検 |
| 8 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ | ４６－６３７２ | | | M | | | | | | I | | | | 26. 6.30 | |
| 9 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ（２ｔクレーン付） | ４６－９５６９ | I | | | | | | Ⓜ | | | | | | 26. 1.31 | １０月車検 |
| 10 | 有線整備車（４×４） | ４６－９８２４ | | | M | | | | | | I | | | | 26. 6.30 | |
| 11 | トラック４×４ダンプ | ４７－２３９５ | I | | | | | | Ⓜ | | | | | | 26. 1.31 | １０月車検 |
| 12 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１３５ | | | M | | | | | | I | | | | 26. 6.30 | |
| 13 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９０ | I | | | | | | Ⓜ | | | | | | 26. 1.31 | １０月車検 |
| 14 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９１ | I | | | | | | Ⓜ | | | | | | 26. 1.31 | １０月車検 |
| 15 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９２ | | | Ⓜ | | | | | | I | | | | 26. 1.31 | ６月車検 |
| 16 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９３ | | | | Ⓜ | | | | | | I | | | 26. 1.31 | ７月車検 |

注：ＩはＩ検査整備（６ヶ月点検）　　MはM検査整備（１２ヶ月点検）　　Ⓜは保安検査整備（２４カ月点検）

クレーン付車両は、クレーン性能検査を含む

# 平成２５度外注整備点数表

## 道路運送車両法適用車両

| 項 | 車　　種 | 車　　番 | 定期点検 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ６ヶ月点検 | １２ヶ月点検<br>(付加作業含む) | ２４ヶ月点検<br>(付加作業含む) |
| 1 | 業務車３号 | 新潟３０１さ３８７２ | | 1.7 | |
| 2 | 業務車４号 | 新潟２００さ１５４８ | 2.8 | 11.6 | |
| 3 | 小形塵芥収集車 | 新潟８８さ５９１７ | 1.4 | 13.5 | |
| | | | | 小計 | 31.0 |

## 道路運送車両法適用除外車両

| 項 | 車　　種 | 車　　番 | 定期検査 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | Ｉ検査 | M検査<br>(ｸﾚｰﾝ点検含む) | Ⓜ検査<br>(付加作業含む) |
| 1 | 業務車１号（４×４） | ４５－１０８６ | 2.8 | | 11.4 |
| 2 | トラック１／４ｔ４×４小型業務車 | ４５－３９５４ | 2.8 | 6.3 | |
| 3 | １．１／２ｔトラック | ４６－１１５５ | 3.6 | | 15.6 |
| 4 | 給食運搬車２号 | ４６－２３４７ | 2.8 | | 11.6 |
| 5 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ | ４６－６３７２ | 4.2 | 15.4 | |
| 6 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ（２ｔクレーン付） | ４６－９５６９ | 4.2 | | 31.8 |
| 7 | 有線整備車（４×４） | ４６－９８２４ | 2.9 | 6.8 | |
| 8 | トラック４×４ダンプ | ４７－２３９５ | 4.2 | | 30.8 |
| 9 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１３５ | 3.6 | 9.1 | |
| 10 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９０ | 3.6 | | 16.8 |
| 11 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９１ | 3.6 | | 16.8 |
| 12 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９２ | 3.6 | | 16.8 |
| 13 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９３ | 3.6 | | 16.8 |
| | | | | 小計 | 251.5 |
| | | | | 合計点数 | 282.5 |

# 基本点数表　（９９年度版・０１年度版・０７年度版・０８年度版）

| 項 | 車　種 | 車　番 | 年式 | 型　式 | 適用型式 | Ｉ検 | M検 | 6ヶ月 | 12ヶ月 | 24ヶ月 | クレーン | 付加作業 | 車検時合計 | ページ（年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 業務車３号 | 新潟３０１さ３８７２ | H２５年 | ＤＢＡ－ＧＪ７ | ＧＨ７ | | | | 1.7 | 2.6 | | 4.9 | 7.5 | P308(11) |
| 2 | 業務車４号 | 新潟２００さ１５４８ | H２２年 | ＣＢＦ－ＴＲＨ２２８Ｂ | ＬＨ１８６Ｂ | | | 2.8 | 6.5 | | | 5.1 | 11.6 | P105(07) |
| 3 | 小形塵芥収集車 | 新潟８８さ５９１７ | H　２年 | Ｐ－ＮＫＳ５８Ｇ | ＮＫＳ６６ | | | 1.4 | 5.7 | | | 7.8 | 13.5 | P130(99) |
| 4 | 業務車１号（４×４） | ４５－１０８６ | H１６年 | ＵＡ－ＷＴＮＰ１２ | ＶＲＦ２５ | 2.8 | 6.3 | | | | | 5.1 | 11.4 | P210(08) |
| 5 | トラック１／４ｔ４×４小型業務車 | ４５－３９５４ | H２２年 | ＤＢＡ－ＮＴ３１ | ＶＲＦ２５ | 2.8 | 6.3 | | | | | 4.9 | 11.2 | P210(08) |
| 6 | １．１／２ｔトラック | ４６－１１５５ | H１４年 | ＷＢ５０１ | ＢＢ５８ | 3.6 | 9.1 | | | | | 6.5 | 15.6 | P122(07) |
| 7 | 給食運搬車２号 | ４６－２３４７ | H２２年 | ＡＤＦ－ＶＷＭＥ２５ | ＶＷＭＥ２５ | 2.8 | 6.5 | | | | | 5.1 | 11.6 | P127(07) |
| 8 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ | ４６－６３７２ | H　２年 | Ｐ－ＨＴＳ１２Ｇ | ＦＴＳ３３ | 4.2 | 15.4 | | | | | 15.4 | 30.8 | P58(07) |
| 9 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ（２ｔクレーン付） | ４６－９５６９ | H２２年 | ＦＴＳ３４Ｓ２ | ＦＴＳ３３ | 4.2 | 15.4 | | | | 1.0 | 15.4 | 31.8 | P58(07) |
| 10 | 有線整備車（４×４） | ４６－９８２４ | H　８年 | ＫＣ－ＶＲＧＹ６０ | ＨＤＪ８１Ｖ | 2.9 | 6.8 | | | | | 5.2 | 12.0 | P159(99) |
| 11 | トラック４×４ダンプ | ４７－２３９５ | H２２年 | ＰＫＧ－ＦＳＳ９０Ｓ２ | ＦＳＳ９０ | 4.2 | 15.4 | | | | | 15.4 | 30.8 | P68(08) |
| 12 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１３５ | H１９年 | ＰＡ－ＢＧ６４ＤＧ | ＢＧ６系 | 3.6 | 9.1 | | | | | 7.7 | 16.8 | P228(07) |
| 13 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９０ | H２２年 | ＰＤＧ－ＢＧ６４ＤＧ | ＢＧ６系 | 3.6 | 9.1 | | | | | 7.7 | 16.8 | P228(07) |
| 14 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９１ | H２２年 | ＰＤＧ－ＢＧ６４ＤＧ | ＢＧ６系 | 3.6 | 9.1 | | | | | 7.7 | 16.8 | P228(07) |
| 15 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９２ | H２２年 | ＰＤＧ－ＢＧ６４ＤＧ | ＢＧ６系 | 3.6 | 9.1 | | | | | 7.7 | 16.8 | P228(07) |
| 16 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９３ | H２２年 | ＰＤＧ－ＢＧ６４ＤＧ | ＢＧ６系 | 3.6 | 9.1 | | | | | 7.7 | 16.8 | P228(07) |

業務車１号　　定期点検・付加作業点数→２００８年度版ＶＲＦ２５

トラック1/4t4×4小型業務車　　定期点検・付加作業点数→２００８年度版ＶＲＦ２５・２００１年度版ＮＴ３０

有線整備車（４×４）　　定期点検・付加作業点数→１９９９年度版ＨＤＪ８１Ｖ・２００１年度版ＷＴＹ６１

２００１年度版→乗用車編　　２００８年度版→貨物車編　その他→定期点検編

# 付加作業点数表

（９９年版・０１年度版・０７年版・０８年版）

| 項 | 車種 | 車番 | 年式 | 型式 | 適用型式 | 保安確認検査 | 下廻り塗装 | ヘッドライト調整 | フロント及びリヤブレーキ清掃（１台） | エンジン下廻り等洗浄 | フロント及びリヤハブグリス取替（１台） | フロント及びリヤホイールシリンダO／H（１台） | グリスアップ | 日常点検 | 合計 | （年度）ページ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 業務車３号 | 新潟３０１さ３８７２ | H２５年 | ＤＢＡ－ＧＪ７ | ＧＨ７ | 1.5 | 1.2 | 0.4 | 0.3 | 1.2 | | | | 0.3 | 4.9 | P308(11) |
| 2 | 業務車４号 | 新潟２００さ１５４８ | H２２年 | CBF-TRH228B | LH186B | 1.5 | 1.5 | 0.4 | 0.3 | 1.2 | | | | 0.2 | 5.1 | P105(07) |
| 3 | 小形塵芥収集車 | 新潟８８さ５９１７ | H　2年 | P－NKS58G | NKS66 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | 0.4 | | 7.8 | P130(99) |
| 4 | 業務車１号（４×４） | ４５－１０８６ | H１６年 | UA-WTNP12 | VRF25 | 1.5 | 1.5 | 0.4 | 0.3 | 1.2 | | | | 0.2 | 5.1 | P210(08) |
| 5 | トラック１／４ｔ４×４小型業務車 | ４５－３９５４ | H２２年 | DBA-NT31 | NT30 | 1.5 | 1.2 | 0.4 | 0.3 | 1.2 | | | | 0.3 | 4.9 | P183(01) |
| 6 | １．１／２ｔトラック | ４６－１１５５ | H１４年 | WB501 | BB58 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | | | | 0.3 | 6.5 | P122(07) |
| 7 | 給食運搬車２号 | ４６－２３４７ | H２２年 | ADF-VWME25 | VWME25 | 1.5 | 1.5 | 0.4 | 0.3 | 1.2 | | | | 0.2 | 5.1 | P127(07) |
| 8 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ | ４６－６３７２ | H　2年 | P－HTS12G | FTS33 | 1.8 | 4.0 | 0.4 | 0.6 | 3.4 | 1.4 | 3.0 | 0.4 | 0.4 | 15.4 | P58(07) |
| 9 | トラック２．１/２ｔ４×４カーゴ（２ｔクレーン付） | ４６－９５６９ | H２２年 | FTS34S2 | FTS33 | 1.8 | 4.0 | 0.4 | 0.6 | 3.4 | 1.4 | 3.0 | 0.4 | 0.4 | 15.4 | P58(07) |
| 10 | 有線整備車（４×４） | ４６－９８２４ | H　8年 | KC-VRGY60 | WTY61 | 1.5 | 1.5 | 0.4 | 0.3 | 1.2 | | | | 0.3 | 5.2 | P242(01) |
| 11 | トラック４×４ダンプ | ４７－２３９５ | H２２年 | PKG-FSS90S2 | FSS90 | 1.8 | 4.0 | 0.4 | 0.6 | 3.4 | 1.4 | 3.0 | 0.4 | 0.4 | 15.4 | P68(08) |
| 12 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１３５ | H１９年 | PA-BG64DG | BG6系 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | | 0.3 | 7.7 | P228(07) |
| 13 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９０ | H２２年 | PDG-BG64DG | BG6系 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | | 0.3 | 7.7 | P228(07) |
| 14 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９１ | H２２年 | PDG-BG64DG | BG6系 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | | 0.3 | 7.7 | P228(07) |
| 15 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９２ | H２２年 | PDG-BG64DG | BG6系 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | | 0.3 | 7.7 | P228(07) |
| 16 | サイト用人員輸送車（４×４） | ４８－０１９３ | H２２年 | PDG-BG64DG | BG6系 | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | | 0.3 | 7.7 | P228(07) |